



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

令和3年度SATREPS公募について

令和2年9月11日

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）国際戦略推進部

SATREPS感染症分野公募説明会(AMED/JICA)

令和2年9月11日(金)14:00～16:00



進行：AMED朴主幹

14:00-14:05 (5分)	AMEDご挨拶	AMED鈴木室長
14:05-14:10 (5分)	JICAご挨拶	JICA栗栖副室長
14:10-14:40 (30分)	AMEDからの説明	AMED朴主幹
14:40-14:50 (10分)	AMED説明に関する質疑応答	AMED
14:50-15:20 (30分)	JICAからの説明	JICA佐藤専任参事
15:20-15:30 (10分)	JICA説明に関する質疑応答	JICA
15:30-15:55 (25分)	質疑応答 (全体)	JICA・AMED関係者
15:55-16:00 (5分)	最終コメント	AMED浅野課長

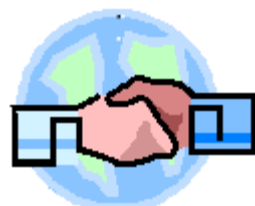
- **プログラムの概要**
- **令和3年度公募（感染症分野）の概要**
- **応募について**
- **審査について**
- **採択されたら**
- **令和3年度公募における主な変更点**
- **新型コロナウイルス感染症に関連したQ&A**
- **昨年度公募説明会での質疑内容**

プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

**連携の高度化・
相乗効果**

**日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究**

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー
(気候変動)
(地球規模の環境
問題)

環境・エネルギー
(低炭素社会・
エネルギー)

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

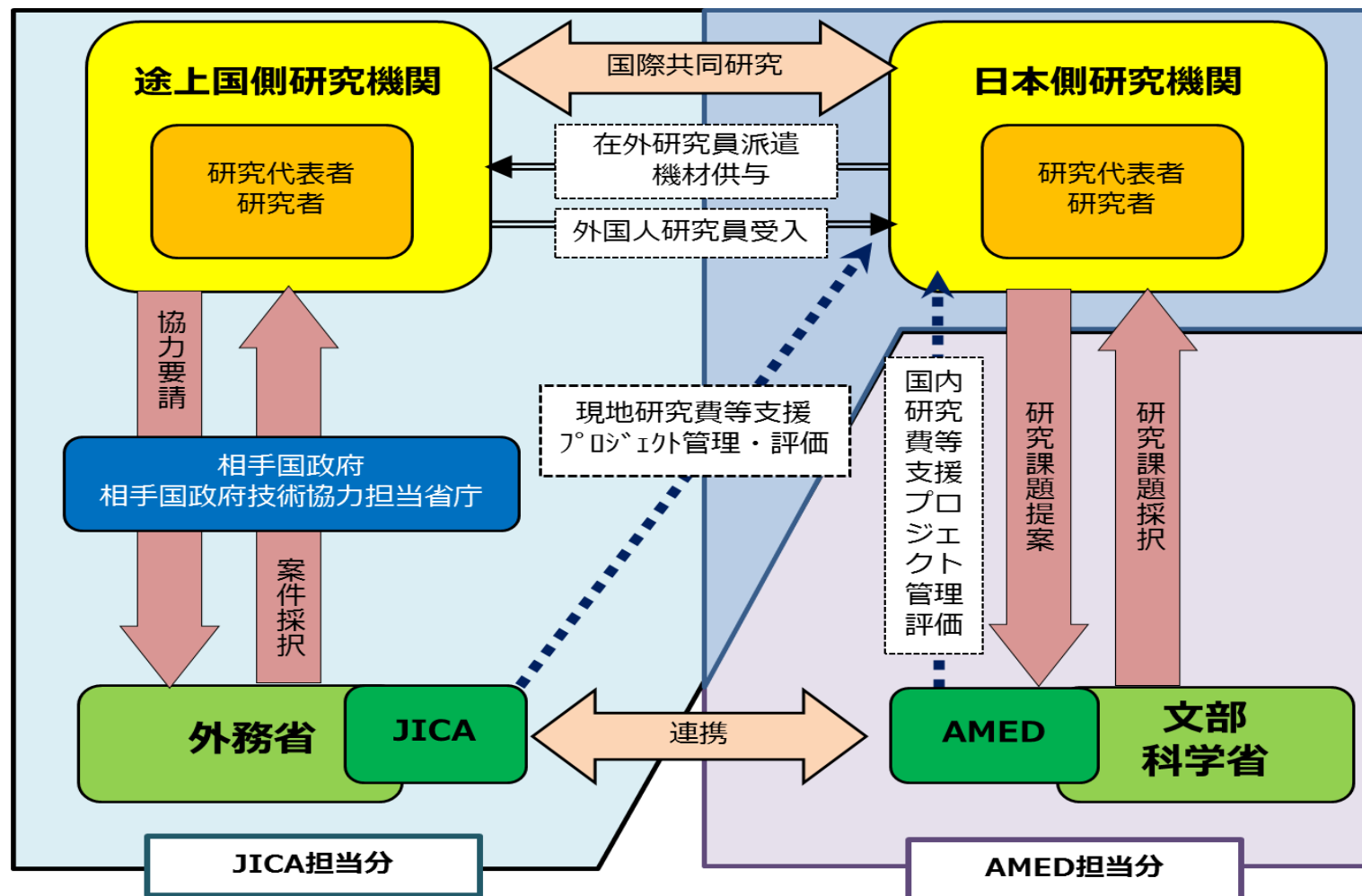
- 日本と開発途上国との**国際科学技術協力の強化**
- 地球規模課題解決のための**新たな技術の開発・応用**および**科学技術水準の向上**につながる新たな知見の獲得
- **キャパシティ・ディベロップメント**※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

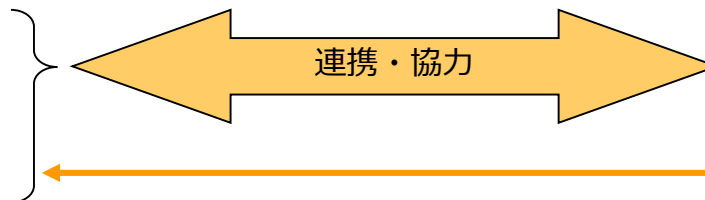
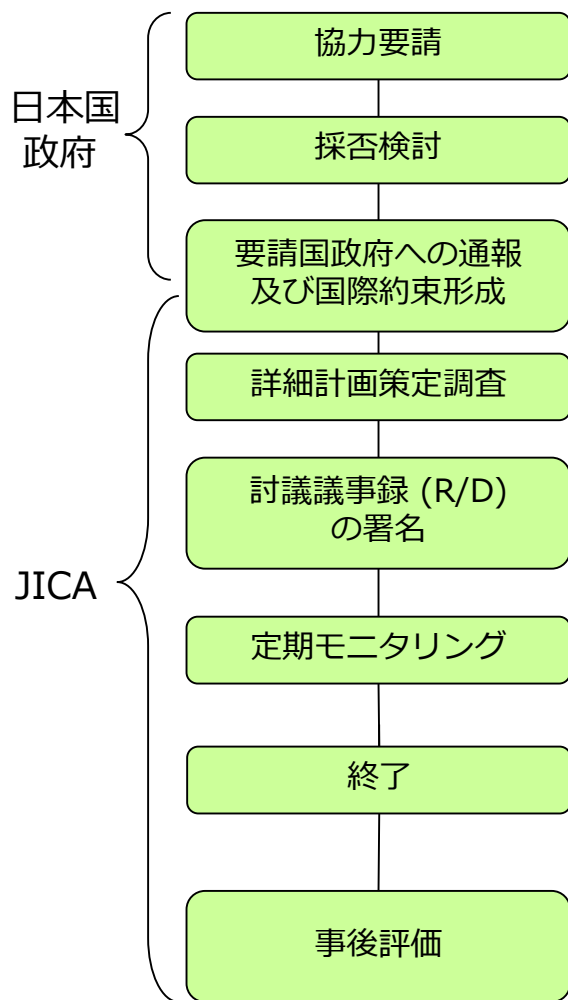
SATREPSの実施体制図



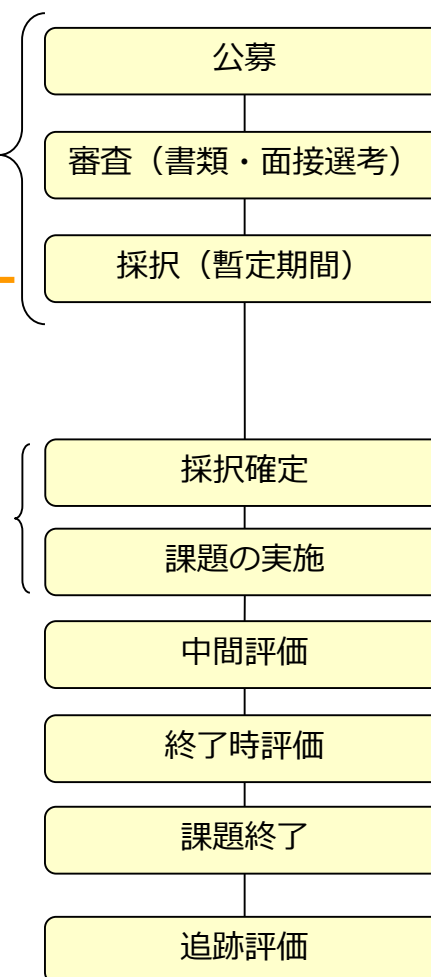
SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協力プロジェクトの枠組み



AMED競争的研究資金の枠組み



研究代表者はJICAの詳細計画策定調査に参加し、相手国政府及び相手国実施機関との計画について協議を行う。その結果、**R/D (Record of Discussions)**をJICAと相手国実施機関が署名する。また、これと平行し機関間での**合意文書 (MOU 等)**が署名される。

令和3年度公募 (感染症分野) の概要

令和3年度公募について



この公募は令和3年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、**予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00002.html

SATREPSの分野・期間・予算規模



分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模※1	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国のニーズ を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり 3,200万円程度／年 (間接経費を含む) 委託研究開発経費 (最終年度 2,000万円程度/年) (暫定期間※2：650万円上限)	最長5年間 2022年度～2026年 度 (2021年度に、 研究準備のための 暫定期間※2をおく)	2課題 程度

※1 JICA：6,000万円程度/年 ODA技術協力経費

※2 暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D（Record of Discussion）にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から事業開始までのスケジュール



応募受付

令和2年9月8日（火）～令和2年11月9日（月）
正午【厳守】



書面審査※1

令和2年11月中旬～令和3年2月下旬



ヒアリング審査 ※2

令和3年3月18日（木）（予定）



審査結果通知

令和3年5月中旬頃（予定）



暫定研究開発期間 開始
令和3年7月1日（予定）

※1 必要に応じて追加書類を求
めることがあります。

※2 ヒアリングを実施する場合は、対象
課題の研究開発代表者に対して、原
則としてヒアリングの1週間前までに電子
メールにて連絡します（ヒアリング対象
外の場合や、ヒアリング自体が実施され
ない場合には、この連絡はしませんので、
採択可否の通知までお待ちください）。

応募について

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
 - ※ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>
 - ※ 研究者と所属研究機関の登録が必要です。
 - ※ **所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。**
 - ※ 詳細は公募要領「III. 2. 研究開発提案書等の作成及び提出
公募・選考の実施方法」を参照ください。
- 日本側の研究代表者の**所属機関の機関長からの承諾書**の提出が必要です。（提案書類 Annex-3）
 - ※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

研究開発提案書について



	Research proposal of FY2021 international collaborative research program on SATREPS (令和3年度研究開発提案書)
Form-1	(1) Research Proposal Form, (2) Breakdown of research costs, (3) Research Organization
Form-2	(1) Research Objectives, (2) Research plan and research methods, (3) Main schedule for research, (4) Implementation System Diagram, (5) Research achievements, (6) Status of research application, acceptance and effort, (7) Past research funds/grants received and resulting achievements
Form-3	Counterpart institution implementation structure
Annex 1	令和3年度SATREPS研究開発提案書
Annex 2	研究開発提案の基本構想
Annex 3	機関長からの承諾書
Annex 4	企業等の構想
Annex 5	提案に当たっての調整状況の確認
Appendix	Summary of Proposal (要約; 英文・和文)

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの令和3年度公募様式を使用ください。
以下より、研究開発提案書様式がダウンロードできます。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00002.html

ODA要請書について



- 相手国政府より**技術協力プロジェクトの協力要請**の提出が必要です。
（協力要請の外務省（本省）到着締め切りは日本**時間令和2年10月30日（金）中**を予定しておりますが、通常相手国政府ではこの締切日よりも前に締切を設定していますのでご注意ください。）

- ※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**
- ※ 詳細は公募要領「XI. 2. (5)技術協力プロジェクト実施の流れ」を参照ください。
- ※ 前年度に引き続き、外交的な配慮から一カ国からの要請数を**最大12件**とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うことになります。

協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関* に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは令和3年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。

* 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

※ 詳細は公募要領「Ⅱ．１．応募資格者」を参照ください。

研究チームの要件

- ・ 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、国公立立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等です。
- ・ 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- ・ 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。

研究開発提案書の作成時の注意点

- 課題選考に当たっては、研究水準の高さとともに、**研究開発計画の具体性が重視されます**ので、記載内容については出来るだけ具体的に書かれていることが必要です。
- 研究のスケジュールを記載する際には、**数値を用いて具体的かつ達成可能なマイルストーンを、研究期間内に複数箇所設定してください**。
- **相手国（特に後発開発途上国）が分担する研究内容が達成可能で継続可能なもので、かつ具体的に明記されていることが重要です**。
- **すでにプロジェクト化している課題の単なる継続はできません**。

審査について

審査方法

○ 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED及びJICA/外務省が連携して評価を行います。

■AMEDは、主に科学的・技術的な観点から評価を行います。

■JICA/外務省は主にODAの観点から評価を行います。

○ 選考にあたっては、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する評価委員を評価者とする課題事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。

○ 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において非公開で行います。

○ 応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果をAMEDから外務省/文部科学省/JICAに提供するため、採択までに時間を要する場合があることをあらかじめご了承ください。

審査の観点（事前評価項目）

- ① 事業趣旨等との整合性
- ② 科学的・技術的な意義及び優位性
- ③ 計画の妥当性
- ④ 実施体制
- ⑤ 所要経費
- ⑥ 社会実装の計画と実現可能性
- ⑦ 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- ⑧ 継続的发展の見通し

※ 詳細は公募要領「Ⅲ. 3. 提案書類の審査の実施方法」を参照ください。

留意事項（１）

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、**共同研究相手国の適切な地域バランス**（採択案件が同一地域に過度に集中しないこと等）及び**研究課題のバランス**（特定分野の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- 課題選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究開発計画が重点的であり、かつ具体性が高い課題であって、**研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確**である課題が高く評価されます。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。

留意事項（２）

- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、**成果の担い手となる企業等と連携（産学官連携）**をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、参加企業が様式Annex-4に連携構想を具体的にご記入ください。
- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、**複数国を相手国とする共同研究**の提案も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに**全ての**相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、**全ての**関係国との間でR／Dへの署名を得る必要があります。
- **アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした研究課題提案**を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。

採択されたら

採択された研究代表者等の責務等



(1) 研究の推進及び管理

- ・ 本課題の全実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者（投入計画立案、カウンターパートとの調整、プロジェクト全体の運営管理等）としてのプロジェクト管理
- ・ AMED/JICAとの打ち合わせ、及び現地における詳細計画策定調査
- ・ 相手国での合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）、Scientific Meetingにて、報告、協議
- ・ AMED/JICAへの報告書の提出、AMED/JICAによる評価の対応
- ・ 関係組織との連携や意思疎通・共有
- ・ 知的財産権の取得、研究成果の発表

(2) 研究開発契約等の遵守

AMEDと研究機関との間の研究開発契約及びAMEDの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(MOU等)の内容を遵守していただきます。

採択された研究代表者等の責務等



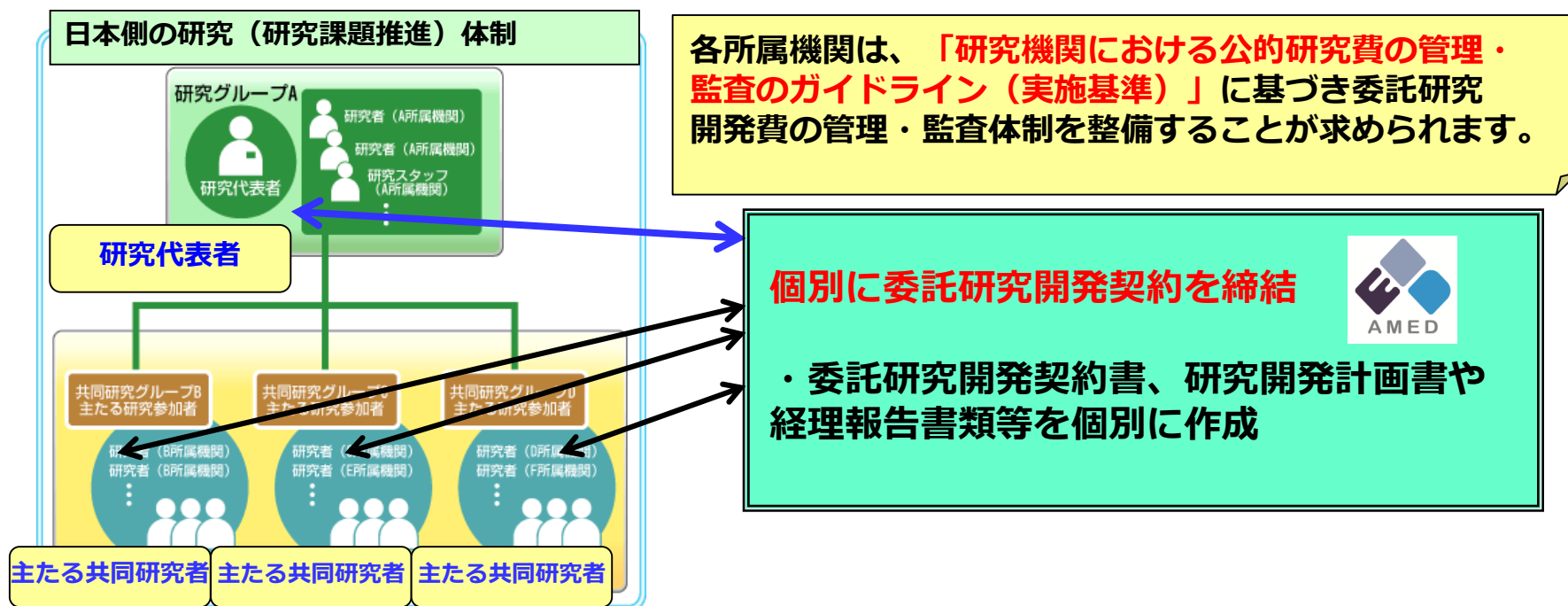
(3) 研究公正の遵守

- 不正行為を未然に防止するための研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了。
履修対象者には、原則、研究開発期間の初年度内に履修していただきます。
履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。
 - ・ APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）
 - ・ 「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
 - ・ 研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム
- PS及びPO等に対する進捗状況の報告
研究機関及び研究者は、PS及びPO等に協力する義務を負います。PS及びPO等による指導・助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直しや課題の中止（計画達成による早期終了を含む）等を行うことがあります。
- 研究チーム全体の研究開発費の適切な管理
- 研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究、勤務環境、条件の配慮

研究機関の責務



AMEDは研究代表者及び、原則として主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、**委託研究開発契約**を締結します。



- ・ JICAは研究代表者の所属する研究機関と技術協力に関する**取極め**を交わします。
- ・ 相手国研究機関と日本側の研究機関との間で、研究成果の取扱い等に関する**合意文書 (MOU)**を取り交わします。

研究開発期間



研究開発期間： 3～5年（暫定期間を除く）

本課題における研究期間（国際共同研究期間）は、相手国研究実施機関等とJICAとの討議結果に基づく討議議事録R/D [Record of Discussions]により最終的に決定されます。つまり、**R/Dに記載された期間が国際共同研究期間**となります。

相手国の状況等によってはR/Dの署名に時間を要することがあります。その場合R/D署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D署名前であっても、日本側での研究準備の目的に限って、AMEDからの委託研究費を研究代表者所属機関において暫定的に執行することが可能です。※

※但し、最終的にR/D署名が不可能な場合、採択された研究課題自体が実施できなくなり、AMEDからの委託研究費もその時点で**取消しになる**ことをご承知ください。

研究開発期間と予算の考え方



国際共同研究期間（＝ R/Dに定められた期間）が5年間の場合の例



- R/D署名までの間、AMEDと「暫定」委託研究開発契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、AMED委託研究費を執行していただくことができます。
- 2022年3月31日までにR/Dの署名がなされておらず、近日中に署名される見込みのない場合、R/D不成立とみなされ、その時点で研究中止となります。
- AMEDからの委託研究開発費は上図で示す研究期間内において執行可能です。予算は、提案時の総額をベースに、上限は研究期間が5年であれば総額148百万円（平均32百万円/年）以内で計画していただきます。AMED委託研究開発費の総額は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、評価結果、AMEDおよび国における予算措置の状況によって、変更となる可能性があります。

研究開発経費（１）



**AMED経費：年間3,200万円（間接経費含む）程度
（5年計画であれば、1.48億円程度）**

経費	AMED	JICA
A：日本国内での研究費	●	
A：相手国以外での研究費 （第三国出張費、現地諸経費等）	● *1	
B：相手国内での研究費	▲ *2	● *3
B:相手国側からの招へい旅費	▲ *4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ *5	●

* 1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

* 2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国においてJICAが負担できない経費のうちAMED委託研究開発費で負担可能なものに限ります。

* 3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます（JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります）。

* 4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限ります。

* 5 学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。

研究開発経費（２）



企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめAMED／JICAに確認をしてください。

JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、「相手国側の人件費」、「相手国における事務所借上費」、「相手国側が使用する消耗品」、「供与機材の運用や維持管理の経費」、「相手国側研究者の相手国内旅費」、「会議日当」等は、原則として相手国側負担となります。

令和3年度公募における 主な変更点

および

前年度に引き続き、特記すべき点

前年度に引き続き、特記すべき点（１）



令和2年度の応募から、共同研究相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う提案を試行的に選考の対象としております。

- ・ 該当する提案は公募要領で定める諸要件に則ることが求められ、医療行為実施の適否はコンサルテーションの結果を踏まえJICAが判断します。
- ・ 日本と相手国以外の第三国の国籍を有する研究員による医療行為は原則実施不可とします。
- ・ 相手国における治験等※¹を伴う共同研究については、SATREPS事業では対象としません。

※¹ 企業或いは医師主導による治験だけでなく、未承認の医薬品や医療機器を使用した研究者による臨床研究等も含まれます。

※ 詳細は公募要領「XI. 2（３）相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」を参照ください。

前年度に引き続き、特記すべき点（２）



要請数の制限について

日本側の研究開発代表者はAMEDへ研究課題を応募するに当たり、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくとともに、SATREPSであることを明記した技術協力プロジェクトの正式要請書が、相手国研究機関から相手国のODA担当省庁を通じて所定の期限までに相手国を管轄する日本大使館を経由して日本の外務本省に提出されることが要件となります。なお、前年度に引き続き、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うことになります。

前年度に引き続き、特記すべき点（3）



研究協力活動中止の措置

JICAは、研究協力期間の中間時点等で、社会実装計画の実現妥当性等について確認・レビューし、その実施状況に問題があると判断される場合は、その後の研究協力活動中止等の措置を行う場合があります。

「参考」

AMEDが研究期間中に課題の中止を決定する措置については以下の記載があります。

- PS、PO等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。
- また本事業では、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。評価結果によっては、PS、PO等の総合的な判断によりAMEDが課題の中止（早期終了）や延長等を決定することがあります。

前年度に引き続き、特記すべき点（４）



【研究開発提案書の書式】

- 英文研究提案書を基本にしながら、過去のSATREPS提案書にあった多くの部分をAnnex-2として記載を求めています。

Annex-2:

- （１）研究開発の背景・目的
- （２）研究開発の計画・方法
- （３）研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について
- （４）日本および相手国における準備状況
- （５）社会実装の計画・方法
- （６）相手国のキャパシティ・ディベロップメントの計画
- （７）本研究の目標・成果

主な変更点（１）

SATREPS対象国が以下の通り変更されました。

- 以下の国が対象国として追加されました。
トルコ共和国、スーダン共和国
- 以下の国が対象外となりました。
アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、
タンザニア連合共和国、チャド共和国、ニジェール共和国、マリ共和国、
南スーダン共和国

主な変更点（２）

英語課題名（英文）について

「研究課題名（英文）」は、**The Project for**で始まるものとし、相手国研究機関と十分調整いただき、相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名を記載するよう、お願いいたします。

（令和3年度公募要領 73頁）

主な変更点（3）



JICAによるODA技術協力経費について

- 間接経費無しの場合と有りの場合を分けて記載しました（公募要領 11、16頁）。
 - 【間接経費無しの場合】 6,000万円程度／年 （5年間で3億円以内）
 - 【間接経費有りの場合】 7,000万円程度／年 （5年間で3.5億円以内）
- 間接経費無しの場合と間接経費有りの場合の事業契約書作成法について追記しました（公募要領 62頁）。
 - 間接経費無し：業務調整員派遣にかかる費用はJICAが直接支出し、JICAが確保する。「日本国内での業務諸費」を事業契約書に計上する。
 - 間接経費有り：業務調整員派遣にかかる費用は事業契約書にて計上し、研究代表機関が確保する。「日本国内での業務諸費」は事業契約書に計上しない。

新型コロナウイルス感染症に 関連したQ&A

(Q1)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限などの状況が選考結果に影響を与える可能性はありますか。

SATREPSでは相手国における治安等の影響や地域バランス等も考慮し、選考しております。治安等の影響と同様な位置づけで、新型コロナウイルス感染症の影響も選考で考慮する場合があります。しかし、現時点で今後の状況を見通すことはできないため、具体的判断時期、状況の基準（どのような状況になったらどのような判断をするかなど）について詳細をお伝えすることはできません。

(Q2)

新型コロナウイルス感染症を研究開発のテーマにすることは認められますか。また、新型コロナウイルス感染症研究はSATREPSの地球規模課題として歓迎されるポイントになりますか。

SATREPSで対象としている分野は、「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」です。新型コロナ感染症は世界的規模で未だ拡大する地球規模課題であり、新型コロナウイルスを特記していませんが、研究対象に含まれます。選考は、公募要領「Ⅲ. 公募・選考の実施方法 (2) 審査項目と観点」に基づき、事業趣旨に沿って、従来通り実施されます。

(Q3)

新型コロナウイルス感染症拡大等により、相手国への渡航及び相手国での研究実施の制限が予想されます。コロナ禍における研究開発計画をどのように作成すればよいでしょうか。

相手国への渡航制限など、提案書を提出する時点での影響を踏まえて、実現可能性のある研究計画を立てて下さい。渡航できない場合のコミュニケーションの取り方、共同研究のあり方もご提案ください。審査の観点の一つである、提案の実現可能性の一要素として考慮します。

(Q4)

R/D・MOUの締結期限は例年通り採択年度末までですか。

原則として、R/D・MOUの締結の期限は例年通り採択年度末までとします。

昨年度公募説明会での 質疑内容

(AMED対応関連のみ)

(Q 1)

研究倫理プログラム等のe-learningは、研究開発提案書提出前に受ける必要がありますか。

採択されてから研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修していただく必要があります。研究開発提案書提出の段階では、履修の必要はありません。

詳細は公募要領「V. 6. 研究倫理プログラムの履修等」をご参照ください。

(Q2)

研究領域・疾患は公募要領に記載されているものに限定されますか。

公募要領には、代表となる疾患名を記載しておりますが、感染症分野「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」であれば対象となります。

(Q3)

これまでSATREPSで実施していなかった国の方が採択されやすいでしょうか。

アフリカ地域や後発開発途上国を含め、これまでSATREPSで実施していなかった国は、外交の観点で歓迎されます。同時に、活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがありますので、その点も十分考慮してください。

研究開発提案書の審査は、公募要領「Ⅲ.3(2)審査項目と観点」に基づいて行われます。評価結果が同点だった場合には、これまで実施していなかった国が優先されます。

(Q4)

JST公募で行っているトップダウン型がAMEDでも導入されますか。

JSTで行っている4分野においては令和2年度公募からトップダウン型が導入されました。感染症分野におけるトップダウン型導入について現在議論されておりますが、令和3年度公募においては導入しておりません。

ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp